

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 社会を支える福祉支援の充実
-----	-----------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	75ページ
-------	---------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	5 都市の福祉力を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	--------------	---------------------	--

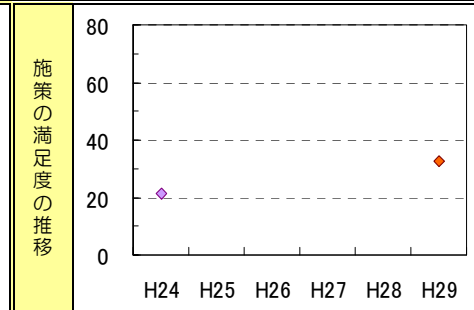
2 施策の取組状況

施策目標	市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されており、自立性の高い生活を送っています。
------	---

① 施策指標		指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較		指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
指標1	保健・福祉に関する相談取扱件数(件)	単年度目標値		57,650	57,920	58,190	58,460	58,730	59,000	A	中核市平均	生活保護率(%)	17.6								B	
		現状値	57,381件	実績値	57,450																	
		目標値(H29)	59,000件	単年度の達成度	99.7%										中核市での本市の順位	21位/41市中						
指標2	生活保護受給者等の就労支援による就労件数(件)	単年度目標値		80	100	120	140	160	180	A	中核市平均	実績値										
		現状値	63件	実績値	83																	
		目標値(H29)	180件	単年度の達成度	103.8%											中核市での本市の順位						
指標3	市民意識調査結果	単年度目標値									調査結果	施策の満足度(%)	H24(現状値)	21.5%							-	
		現状値		実績値										目標値(H29)	32.5%							
		目標値(H29)		単年度の達成度											前年度からの増減							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方	施策指標	A: 達成度90%以上 B: 達成度70%~90%未満 C: 達成度70%未満
	中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位) B: 中位(15~28位) C: 下位1/3(29位以下)
	市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超) B: 前年度同水準(±2%以内) C: 前年度より低下(−2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉に関する相談取扱件数は、地域での相談窓口の執行体制について、業務の連携を強化したことにより、地域における保健活動の充実が図られたこともあり増加している。 本市の生活保護率は中核市の平均を僅かに下回る水準であるが、社会全体としては年々増加傾向にある。 生活保護受給者等に対する就労支援策を推進したことで、就労件数が増加している。 	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	苦情解決事業		・保健と福祉に関する相談体制の充実	福祉サービス利用者	事例検討会の開催	H15	市が提供する福祉サービス等についての苦情に適切に対応するため、庁内関係課職員と第三者委員から構成される苦情解決システムを運用する。
2	保健と福祉の相談業務		・保健と福祉に関する相談体制の充実	市民	保健と福祉の相談	H10	市民ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、総合的な相談体制を整備する。
3	地域保健福祉の情報提供		・保健と福祉の情報提供の充実	市民	保健と福祉の情報提供	H24	市民が健康づくりに主体的に取組む意識高揚につながるよう、地域特性等に応じた保健福祉情報を提供する。
4	生活困窮世帯の的確な把握	○	・生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活困窮世帯・ホームレス	・関係各課へ情報提供依頼 ・ホームレス実態調査の実施	H12	関係各課からの情報収集やホームレス実態調査により生活困窮世帯を把握し、必要に応じて適切な福祉サービスにつなげる。
5	就労支援の推進	○	・生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実	生活保護受給者	就労支援の充実・強化	H18	現在の各種就労支援事業を実施するとともに、各課の既存事業の効果的活用や、新たな支援方策等について、庁内各課やハローワーク等関係機関と引き続き協議検討していく。
6	生活保護制度の適正実施	○	・生活保護制度の適正な運用と支援の充実	生活保護受給者	・訪問調査活動による的確な生活実態の把握 ・不正受給防止対策の推進 ・医療扶助の適正な運営		訪問調査活動による的確な生活実態の把握により自立助長のための必要な指導・援助や、不正受給の未然防止・早期発見及び医療機関への頻回受診の防止などの対策を行い、生活保護の適正な実施を図る。
7	社会を明るくする運動		・保健と福祉に関する相談体制の充実	市民	啓発運動の実施	S57	更生保護や犯罪・非行の未然防止のため社会的連帯感や社会的規範への共感を強化・助長する運動の推進を図るため、市民の集いの開催を支援する。
8	宇都宮保護区保護司会補助金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	宇都宮保護区保護司会	保護司による必要な活動事業支援	S45	保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化を推進し、市民福祉の向上をのための活動を支援する。
9	中国残留邦人引揚者等慰問金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	中国残留邦人	市内に定着する引揚者等に対し慰問事業を支援	S63	帰国した中国残留邦人等の地域における早期自立の促進及び生活の安定を支援する。
10	宇都宮更生保護女性会補助金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	更生保護女性会	更生保護女性会による必要な活動事業支援	S31	犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、更生保護女性会による地域福祉活動事業を支援する。
11	産休等代替職員費補助金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	救護施設	救護施設職員の出産又は疾病による代替職員雇用支援	H12	救護施設における入所者への適正な保護を実施するため、産休等の代替職員の雇用の確保を支援する。
12	民生委員活動		・保健と福祉に関する相談体制の充実	栃木県民生委員児童委員協議会・栃木県都市民生事業連絡協議会	栃木県民生委員児童委員協議会が行う民生委員児童委員研修会及び栃木県都市民生事業連絡協議会が行う研修・調査研究事業支援	S29	民生委員児童委員が相談援助活動を行う上で必要な資質の向上と技術の習得を図り、地域福祉活動の推進につなげる。
13	民生委員研修会負担金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	中堅・新任民生委員児童委員	栃木県が栃木県社会福祉協議会に委託する民生委員研修会に出席する本市民生委員を支援	H14	研修や調査研究事業を支援し、民生委員児童委員としての資質の向上と技術の習得を図り、地域福祉活動の推進につなげる。
14	民生委員児童委員協議会補助金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員児童委員協議会が行う研修、地区民生委員児童委員協議会相互の連絡調整、情報交換等の事業活動支援	S23	研修参加を支援することで、民生委員としての資質の向上と技術の習得を図り、地域福祉活動の推進につなげる。
15	地区民生委員児童委員協議会負担金		・保健と福祉に関する相談体制の充実	地区民生委員児童委員協議会(39地区)	地区協議会の円滑な運営、充実強化とともに、地区協議会独自の研修や活動促進を図るための事業支援	S28	各地区協議会の活発な活動と個々の民生委員の活動促進を支援し、民生委員児童委員による地域福祉活動の推進を図る。
16	民生委員推薦会事務費		・保健と福祉に関する相談体制の充実	宇都宮市民生委員推薦会	民生委員児童委員候補者の推薦を公明かつ適正に行うために、宇都宮市民生委員推薦会を開催	H9	民生委員児童委員の候補者を公明かつ適正に行うことは市の責務であるため、民生委員推薦会を開催し、地域福祉活動の推進を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆保健福祉サービスの相談及び情報提供の充実については、少子高齢化の進行や経済不況等の社会状況の変化による複雑多岐な相談を適切なサービスにつなげることが必要である。</p> <p>◆生活保護受給者等については、長引く景気の低迷に伴う雇用失業情勢の悪化などにより、働く能力が有りながら就労できない人が増加しており、就労支援や生活保護制度の適正な運用により、自立に向けた支援を強化していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供され、自主性の高い生活が送れるよう、福祉サービスの相談や情報提供の充実を図るとともに、生活困窮世帯への支援を充実する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「生活困窮世帯への支援の充実」については、関係機関と連携しながら生活困窮世帯を的確に把握するとともに、新たな支援方策について検討しながら、総合的な支援を図っていく。また、訪問調査等により生活保護受給者の生活実態を的確に把握したうえで、必要な指導・援助や、就労・自立支援を行うとともに、不正受給防止対策を推進し、生活保護制度を適正に実施する。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>